



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ①一元化前であれば、厚生年金保険の被保険者でも、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化前の障がい者特例の該当要件～

年金広報 | 2015.12.15 12月号（通巻678号）Vol.33

実務担当者のための 年金講座 第7回

掲載：2015年12月15日

皆様の疑問に回答！ 退職共済年金における障がい者特例は？



筆者プロフィール 長沼 明（ながぬま あきら）

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』（2015年、日本法令）

12月15日（火）は、一元化後の年金、10月分と11月分が支給されます。

在職年金の支給停止など、厚生年金と共済年金を受給している人の激変緩和措置などが制度設計したとおりの年金額が振り込まれ、大きなトラブルが発生することなくこの日を迎えるのかどうか、実施機関の関係者はここを確認しないと安堵できないと思います。

今日は、読者のみなさんからいただいた質問から、筆者のほうで回答が用意できたものについて記します。引き続き、みなさんの疑問、質問をお寄せいただければと存じます（質問につきましては、ホームページ右上の「お問い合わせ」をご利用ください）。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

一元化前であれば、厚生年金保険の被保険者でも、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化前の障がい者特例の該当要件～

（1）読者からの質問

読者から、次のような趣旨の質問が寄せられました。

一元化前であれば、退職共済年金の受給権者は、厚生年金保険の被保険者であっても、障がい者特例に該当していました。

一元化後では、どうなるのでしょうか？

また、一元化前から、障がい者特例の適用を受けている場合は、激変緩和措置の適用がありますか？

（2）一元化前の障がい者特例の該当要件の確認（地方公務員を事例として）

● 事例①

- 昭和28年11月30日生まれの男性。

実務担当者のための 年金講座

- 一元化前であれば、厚生年金保険の被保険者でも、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化前の障がい者特例の該当要件～
- 一元化後は、厚生年金保険の被保険者（1号厚年）だと、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化後の障がい者特例の該当要件～
- 障がい者特例の激変緩和措置について～障がい者特例にも激変緩和措置の適用はありますか～
- 一元化に関する本やセミナーの紹介～新著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』発売など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- 年金の繰上げ受給は慎重に「"目で見る"年金講座【第6回】」
- 年金額はどのように改定されるの？「"目で見る"年金講座【第5回】」
- 結局、年金はいくらもらえるの？「"目で見る"年金講座【第4回】」
- どんな年金が、いつ、もらえるのか？「"目で見る"年金講座【第3回】」

お知らせ

- 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

- 大学卒業後、市役所職員となる。
- 平成26年3月31日に定年退職をし、平成26年4月1日より、短時間勤務の再任用職員となる（厚生年金保険の被保険者となる）。
- 平成26年11月29日に61歳となり、特別支給の退職共済年金の受給権が発生。障がい等級3級に該当する程度の障がい状態にある。



たとえば、【事例1】のような場合、障がい者特例に該当するのでしょうか？
障がい者特例に該当すれば、給料比例部分だけでなく、61歳から定額部分も支給になりますし、一定の要件を満たす配偶者がいれば、配偶者加給年金額も加算されます。

平成27年度の年金額で、定額単価1,626円×38年間×12月として試算すると、定額部分は741,456円となります。また、配偶者加給年金額は390,100円ですので、障がい者特例に該当すれば、約113万円多く年期額を受給できることになります。

(3) 厚生年金保険の被保険者でも、一元化前であれば、障がい者特例に該当するのか（地方公務員を事例として）

さて、障がい者特例に該当する要件は、一元化前の地方公務員等共済組合法附則第20条の2第1項の規定をみると、「退職共済年金の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障がい等級に該当する程度の障がいの状態にあるとき」とされています。

つまり、障がい者特例に該当するかどうかは、組合員かどうか、そして障がい等級に該当するかどうかが、ポイントとなります。

【事例1】の短時間勤務の再任用職員は、たしかに厚生年金保険の被保険者ですが、地方公務員等共済組合法に規定する組合員ではありません（フルタイムの再任用職員の場合は、組合員になります。詳しくは拙著『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』23ページ

▶ http://www.nen-yu.co.jp/new_book/index.html#nb201205）。

したがって、退職共済年金の受給権者で、1級から3級の障がい等級に該当する程度の障がいの状態にあり、共済組合の組合員でなければ、障がい者特例に該当することになります。

以上のことから、【事例1】の場合、障がい者特例に該当することになりますので、障がい者特例の請求書を提出することで、平成26年11月から障がい者特例に該当し、平成26年12月分から定額部分・給料比例部分（厚生年金相当部分+職域年金相当部分）・配偶者加給年金額（一定の要件を満たす配偶者がいる場合）の年金額を受給できるということになります。

▶ 次へ

● 年金講座 バックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ②一元化後は、厚生年金保険の被保険者（1号厚年）だと、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化後の障がい者特例の該当要件～

年金広報 | 2015.12.15 12月号（選巻678号）Vol.33

実務担当者のための 年金講座 第7回

掲載：2015年12月15日

皆様の疑問に回答！ 退職共済年金における障がい者特例は？



筆者プロフィール 長沼 明（ながぬま あきら）

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』（2015年、日本法令）

12月15日（火）は、一元化後の年金、10月分と11月分が支給されます。

在職年金の支給停止など、厚生年金と共済年金を受給している人の激変緩和措置などが制度設計したとおりの年金額が振り込まれ、大きなトラブルが発生することなくこの日を迎えるのかどうか、実施機関の関係者はここを確認しないと安堵できないと思います。

今日は、読者のみなさんからいただいた質問から、筆者のほうで回答が用意できたものについて記します。引き続き、みなさんの疑問、質問をお寄せいただければと存じます（質問につきましては、ホームページ右上の「お問い合わせ」をご利用ください）。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

一元化後は、厚生年金保険の被保険者（1号厚年）だと、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化後の障がい者特例の該当要件～

（1）一元化後の障がい者特例の該当要件の確認（地方公務員を事例として）

一元化後においては、他の種別の実施機関の被保険者であると、障がい者特例には該当しなくなります【一元化後の厚生年金保険法附則第9条の2】。

長期加入者の特例についても同様です【一元化後の厚生年金保険法附則第9条の3】。

実際に条文を確認してみましょう。

【一元化後の厚生年金保険法附則（昭29年）第9条の2】

第9条の2 附則第8条の規定による（筆者注：特別支給の）老齢厚生年金

（第43条第1項及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第5項において「老齢厚生年金の受給権者」という。）が、被保険者ではなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下こ

実務担当者のための 年金講座

- ① 一元化前であれば、厚生年金保険の被保険者でも、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化前の障がい者特例の該当要件～
- ② 一元化後は、厚生年金保険の被保険者（1号厚年）だと、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化後の障がい者特例の該当要件～
- ③ 障がい者特例の激変緩和措置について～障がい者特例にも激変緩和措置の適用はありますか～
- ④ 一元化に関する本やセミナーの紹介～新著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』発売など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

の項、第4項、第5項、次条第5項、附則第9条の4第6項並びに第13条の5第1項及び第5項において「障害状態」という。) にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固定した治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。)にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第5項及び附則第13条の5第1項において同じ。)は、**その者は、老齢厚生年金の額の計算に係る特例の適用を請求することができる。**

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第43条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 1,628円に国民年金法第27条に規定する改定率(以下「改定率」という。**(筆者注：平成27年度の改定率0.999)**)を乗じて得た額(その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。**(筆者注：1,626円)**)に被保険者期間の月数(当該月数が480を超えるときは、480とする。)を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬額の1,000分の5.481に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

青字の箇所を読んでいただければ、一元化後の障がい者特例の該当要件が理解できると思います。つまり、厚生年金保険の被保険者である期間は、該当しないということになります。

(2) 一元化前から障がい者特例に該当していた場合

なお、【事例1】のように、一元化前から障がい者特例の適用を受けていた受給者については、次のような、激変緩和措置が適用されると認識しています。

▶ 次へ

● 年金講座 パックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ③ 障がい者特例の激変緩和措置について～障がい者特例にも激変緩和措置の適用はありますか～

年金広報 | 2015.12.15 12月号 (通巻678号) Vol.33

実務担当者のための 年金講座 第7回

掲載：2015年12月15日



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』(2015年、日本法令)

皆様の疑問に回答！ 退職共済年金における障がい者特例は？

12月15日（火）は、一元化後の年金、10月分と11月分が支給されます。

在職年金の支給停止など、厚生年金と共済年金を受給している人の激変緩和措置などが制度設計したとおりの年金額が振り込まれ、大きなトラブルが発生することなくこの日を迎えるのかどうか、実施機関の関係者はここを確認しないと安堵できないと思います。

今月は、読者のみなさんからいただいた質問から、筆者のほうで回答が用意できたものについて記します。引き続き、みんなさんの疑問、質問をお寄せいただければと存じます（質問につきましては、ホームページ右上の「お問い合わせ」をご利用ください）。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

障がい者特例の激変緩和措置について ～障がい者特例にも激変緩和措置の適用はありますか～

(1) 障がい者特例の激変緩和措置について

一元化法施行前に、障がい者特例に該当している特別支給の退職共済年金の受給権者で、施行前から引き続き厚生年金保険の被保険者である場合の、政令の適用ですが、この政令の解釈も難解です。

筆者は、定額部分は支給され（加給年金額が支給されている場合には、加給年金額も支給）、厚生年金相当部分（厚生年金の報酬比例部分）のみが在職年金の支給停止対象になると解釈しています。

なお、一元化後ですので、支給停止ラインは高在老の47万円から低在老の28万円になります。

具体的な事例で見ていきましょう。【事例2】をご覧ください。

(2) 障がい者特例の激変緩和措置の具体的な事例について

事例2

実務担当者のための 年金講座

- ① 一元化前であれば、厚生年金保険の被保険者でも、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化前の障がい者特例の該当要件～
- ② 一元化後は、厚生年金保険の被保険者（1号厚年）だと、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化後の障がい者特例の該当要件～
- ③ 障がい者特例の激変緩和措置について～障がい者特例にも激変緩和措置の適用はありますか～
- ④ 一元化に関する本やセミナーの紹介～新著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』発売など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

昭和28年5月10日生まれ。男性。

厚生年金（一般厚年）に30年、その後、私学事業団に2年加入したときに、平成26年5月9日に61歳で受給権発生。

引き続き、私学共済に加入している。障がい者特例を請求。障がい等級3級に該当。62歳のときに、一元化を迎える。

【年金データ】

○ 厚生年金

障がい者特例に該当する（厚生年金保険の被保険者ではない）ので、報酬比例部分・定額部分・配偶者加給年金額（一定の要件を満たす配偶者あり）が支給。

報酬比例部分／月額6万4千円、定額部分／月額5万円、加給年金額／月額32,508円

○ 共済年金

在職中（私学に加入中）なので、障がい者特例は該当せず、厚生年金相当部分のみ支給。

厚生年金相当部分／月額3,300円。職域年金相当部分／月額330円。

○ 総報酬月額相当額

30万円（私学事業団に加入）

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



年金WEB質問箱

The Input Form for Questions



njk

一般財団法人
年金住宅福祉協会

一元化前と一元化後の支給停止額（激変緩和措置の適用）について、筆者は次のようになると認識しています。

なお、激変緩和措置の適用要件および算定式の詳細については、『年金広報』9月号をご参照ください。

【一元化前】

- **厚生年金**：私学事業団（共済）に加入しているので、[支給停止なし](#)。全額支給される。
- **共済年金**： $(300,000\text{円} + 3,300\text{円} - 280,000\text{円}) \div 2 = 11,650\text{円} > 3,300\text{円}$
[全額支給停止](#)
- **一元化前の支給停止額**： $0 + 3,300\text{円} = 3,300\text{円}$

【一元化後】

本来の支給停止額 $\{ (300,000\text{円} + (64,000\text{円} + 3,300\text{円}) - 280,000\text{円}) \div 2 = 43,650\text{円}$

(1) 上限1割

$$\{ (300,000\text{円} + (64,000\text{円} + 3,300\text{円}) - 3,300\text{円}) \times 1/10 + 3,300\text{円} = 39,700\text{円}$$

(2) 35万円保障

$$\{ (300,000\text{円} + (64,000\text{円} + 3,300\text{円}) - 3,300\text{円} - 350,000\text{円}) + 3,300\text{円} = 17,300\text{円}$$

(3) 本来の支給停止額（原則）

$$\{ (300,000\text{円} + (64,000\text{円} + 3,300\text{円}) - 280,000\text{円}) \div 2 = 43,650\text{円}$$

(1) (2) (3) を比較し、一番少ない支給停止額（2）35万円保障が適用される。

17,300円が一元化後の支給停止額となる。

一元化前の支給停止額が3,300円だったので、支給停止額は14,000円増額したことになります。

[厚生年金の支給停止額]

$17,300\text{円} \times (64,000\text{円} / 67,300\text{円}) = 16,452\text{円}$ （円未満は四捨五入して処理した。）

実際は年額単位で行うので端数処理は正確ではありません。以下同じ。)

[共済年金（私学事業団）の支給停止額]

$$17,300\text{円} \times (3,300\text{円}/67,300\text{円}) = 848\text{円}$$

[日本年金機構から支給される厚生年金（月額単位）]

$$\begin{aligned} &「64,000\text{円}-16,452\text{円}」(\text{報酬比例部分}) + 50,000\text{円}(\text{定額部分}) + \\ &32,508\text{円}(\text{加給年金額}) \\ &= 130,056\text{円}(\text{月額}) \end{aligned}$$

[私学事業団から支給される共済年金（月額単位）]

$$「3,300\text{円}-848\text{円}」(\text{厚生年金相当部分}) = 2,452\text{円}$$

なお、職域年金相当部分（330円）は在職中（私学事業団に加入中）のため、全額支給停止となる。

職域年金相当部分の取り扱いは政令により、一元化前と変わりません。

一元化前の支給総額は、**合計146,508円**支給されていました。

- **厚生年金146,508円**（報酬比例部分64,000円+定額部分50,000円+加給年金額32,508円）。
- **共済年金0円**（厚生年金相当部分3,300円は全額支給停止、職域年金相当部分330円も自制度加入のため全額支給停止）。

しかし、一元化後の支給総額は、**合計132,508円**支給されることになります。

- **厚生年金130,056円**（報酬比例部分47,548円+定額部分50,000円+加給年金額32,508円）。
- **共済年金2,452円**（厚生年金相当部分3,300円は一部支給停止、職域年金相当部分330円は自制度加入のため全額支給停止）。

つまり、一元化前と比べて、月額14,000円支給額は減少することになりますが、それでも本来の在職による停止額より支給停止される年金額が少なくて済んでおり、激変緩和措置によるところが大きいと判断します。

ご質問に対する回答として、十分ではないかもしれません、以上のようにお答えさせていただきます。

来月もみなさまからの質問や疑問を取り上げ回答させていただきます。

▶ | 次へ

● 年金講座 パックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ



[更新メールサービス申し込み](#)



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ④一元化に関する本やセミナーの紹介～新著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』発売など～

年金広報 | 2015.12.15 12月号（通巻678号）Vol.33

実務担当者のための 年金講座 第7回

掲載：2015年12月15日



筆者プロフィール 長沼 明（ながぬま あきら）

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』（2015年、日本法令）

皆様の疑問に回答！ 退職共済年金における障がい者特例は？

12月15日（火）は、一元化後の年金、10月分と11月分が支給されます。

在職年金の支給停止など、厚生年金と共済年金を受給している人の激変緩和措置などが制度設計したとおりの年金額が振り込まれ、大きなトラブルが発生することなくこの日を迎えるのかどうか、実施機関の関係者はここを確認しないと安堵できないと思います。

今日は、読者のみなさんからいただいた質問から、筆者のほうで回答が用意できたものについて記します。引き続き、みんなの疑問、質問をお寄せいただければと存じます（質問につきましては、ホームページ右上の「お問い合わせ」をご利用ください）。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

一元化に関する本やセミナーの紹介 ～新著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』発売など～

（1）一元化セミナーについて

筆者が関係するセミナーを紹介します。

平成28年1月16日（土）に社会保険研究所が主催するセミナーです。法律はもとより、政省令から一元化を勉強したい人には、おすすめのセミナーです。

しかも、『政省令対応版 被用者年金一元化法の解説』（税込定価3,888円）がついて、10,000円というのは、破格の料金設定だと思います。

とくに、大山均先生の解説は、長年、年金に取り組んできた人ならではの、奥の深い、含蓄ある条文解説になっています。

なお、『年金時代』（社会保険研究所）の定期購読者には、2,000円の割引があるとのことです。

【チラシ①】をご参照ください。



実務担当者のための 年金講座

- ①一元化前であれば、厚生年金保険の被保険者でも、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化前の障がい者特例の該当要件～
- ②一元化後は、厚生年金保険の被保険者（1号厚年）だと、退職共済年金の受給権者は、障がい者特例に該当しますか？～一元化後の障がい者特例の該当要件～
- ③障がい者特例の激変緩和措置について～障がい者特例にも激変緩和措置の適用はありますか～
- ④一元化に関する本やセミナーの紹介～新著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』発売など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

パックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

2月27日（土）に追加セミナー開催決定！

詳細は、次のホームページをご参照ください。

【社会保険研究所】

<http://www.shaho.co.jp/shaho/>

※1月開催の一元化セミナーは満員御礼となり、
2月に追加開催することになりました。

“被用者年金一元化セミナー”的ご案内

平成28年1月16日開催！

被用者年金一元化セミナーは、今年1月にスタートしました。実績をもとにニーズの高まりを感じる動きが見えてきました。「被用者年金一元化セミナー」では、事業と被用者から、一元化による利便性認知をわかりやすくご説明いたします。

会場		開催場所	
会員登録		お問い合わせ窓口	
13:30～14:40	事業所	会議室	オリエンテーション
13:40～15:10	会員	八潮市立総合体育馆会議室	八潮市立総合体育馆会議室
15:10～15:30	会員	八潮市立総合体育馆	八潮市立総合体育馆
15:30～17:00	会員	八潮市立総合体育馆	八潮市立総合体育馆
17:00～17:15	会員	八潮市立総合体育馆	八潮市立総合体育馆

受講料 平成28年1月16日開催会員料

被用者年金一元化セミナー料 ￥2,440 WTC会員料 ￥2,740

セミナー内容

時間	会員登録	開催場所	セミナー
13:30～14:40	事業所	会議室	オリエンテーション
13:40～15:10	会員	八潮市立総合体育馆会議室	八潮市立総合体育馆会議室
15:10～15:30	会員	八潮市立総合体育馆	八潮市立総合体育馆
15:30～17:00	会員	八潮市立総合体育馆	八潮市立総合体育馆
17:00～17:15	会員	八潮市立総合体育馆	八潮市立総合体育馆

受講料 平成28年1月16日開催会員料

被用者年金一元化セミナー料 ￥2,440 WTC会員料 ￥2,740

セミナー料

開催料 平成28年1月16日開催会員料

被用者年金一元化セミナー料 ￥2,440 WTC会員料 ￥2,740

セミナー料

開催料 平成28年1月16日開催会員料

被用者年金一元化セミナー料 ￥2,440 WTC会員料 ￥2,740

（2）平成28年度の年金額をいち早く知りたい人は、このセミナーに

平成28年度の老齢基礎年金はいくらになるのか、平成28年度の改定率（平成27年度の改定率は0.999）はどうなるのかなど、マクロ経済スライドに基づく年金額をいち早く知りたい人、年金教室・年金塾を主催されている先生方におすすめのセミナーです。

NPO法人年金・福祉推進協議会（理事長は初代・日本年金機構理事長の紀陸 孝氏）主催で、平成28年2月13日（土）開催です。

平成28年度の年金額の資料がもらえて、会員は4,000円の受講料です。

紀陸理事長が就任するNPO法人なので、リーズナブルな料金設定になっていると筆者は認識しています。

なお、セミナーの詳細・申込方法などは、以下のHPからご覧いただけます。

▶ <https://npo-nenkin.jp/announcement/index2.html>

（3）一元化に関する本について

共済年金の大家・関根繁雄先生の本です。

【チラシ②】をご参照ください。

出版社は、一般社団法人共済組合連盟で、価格は税込540円です。2,000円以上の価値のある本です。まずは、手にとって、一読されることをおすすめします。



（4）一元化に関する長沼の新しい本について

12月20日（日）に日本法令より、長沼明著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』が発売されます。税込みで、定価2,484円です。【チラシ③】

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



年金WEB質問箱

The Input Form for Questions

年金Web質問箱

njk

一般財団法人
年金住宅福祉協会



をご参照ください。

amazonや楽天ブックス、honto、7netでも販売されると聞いております。今まで、長沼さんの本はインターネットでは取り扱っていないので、購入してもポイントが貯まらないというご指摘をいただいておりましたが、今回はインターネットでも購入できます。

多くの市民のみなさんに読んでほしいと願っておりますので、読者のみなさんの地元の市立図書館・区立図書館にリクエストいただけますと、筆者としては、たいへんうれしいです。

年末は、この1冊を読みながら、新年を迎えると、よい年を迎えるのではないか、と祈念しております。

それではみなさま、どうぞ、よいお年を！

年金相談員のための
**被用者年金一元化と
共済年金の知識**

12月20日発売!

A5判 320頁 定価2,440円(本体価格2,300円)
浦和大学各員教授 埼玉県志木市長 長沼 明

具体的な相談事例や計算例も豊富に掲載
平成27年10月より被用者年金の一元化が実施された。
これまでの年金相談においては、共済年金の知識まで踏まえつつ、
一元化のポイントを融通原理で覚える必要がある。
本書は、まずPart1で、一元化後の実務になる共済年金の基礎知識を
Q&A形式でわかりやすく解説し、Part2では、これまでと
「何が変わったか」を理解する視点で、具体的な相談事例
(加給年額の計算開始時期や支給停止時期、差支額の算定式など)を
交えながら被用者年金一元化のポイントを解説した。年金相談員必携の一冊。

年金相談員のための
**被用者年金
一元化と
共済年金の
知識**

具体的な相談事例を交えながら
一元化後の実務に必要な
ポイントをわかりやすく解説!

Part1 年金年金の基礎知識
被用者年金と一元化の基礎知識のポイント
Part2 共済年金の基礎知識
1. 一元化前と比べて手数料がかかる。
2. 一元化後も2つある学年。
3. 共済年金と算定年金は2つあります。
4. 一元化後は年金額が2つになります。
5. 一元化後は年金額が2つになります。
6. 一元化後は年金額が2つになります。
7. 一元化後は年金額が2つになります。
8. 一元化後は年金額が2つになります。
9. 一元化後は年金額が2つになります。
10. 一元化後は年金額が2つになります。
11. 一元化後も2つある学年。
年金相談員必携の一冊。

内行： 株式会社日本法令

<目 次>

- Part1 年金年金の基礎知識
被用者年金と一元化の基礎知識のポイント
Part2 共済年金の基礎知識
1. 一元化前と比べて手数料がかかる。
2. 一元化後も2つある学年。
3. 共済年金と算定年金は2つあります。
4. 一元化後は年金額が2つになります。
5. 一元化後は年金額が2つになります。
6. 一元化後は年金額が2つになります。
7. 一元化後は年金額が2つになります。
8. 一元化後は年金額が2つになります。
9. 一元化後は年金額が2つになります。
10. 一元化後は年金額が2つになります。
11. 一元化後も2つある学年。
年金相談員必携の一冊。

内行： 株式会社日本法令

<目 次>

- Part1 年金年金の基礎知識
被用者年金と一元化の基礎知識のポイント
Part2 共済年金の基礎知識
1. 一元化前と比べて手数料がかかる。
2. 一元化後も2つある学年。
3. 共済年金と算定年金は2つあります。
4. 一元化後は年金額が2つになります。
5. 一元化後は年金額が2つになります。
6. 一元化後は年金額が2つになります。
7. 一元化後は年金額が2つになります。
8. 一元化後は年金額が2つになります。
9. 一元化後は年金額が2つになります。
10. 一元化後は年金額が2つになります。
11. 一元化後も2つある学年。
年金相談員必携の一冊。

内行： 株式会社日本法令

◀ | 前へ

● 年金講座 パックナンバーはこちら

この記事はいかがでしたか？
ボタンを押して評価してください。

良かった

良くなかった

どちらでもない

この記事の感想をお寄せ下さい。

送信

▲ このページのトップへ